

最上地域保健医療対策協議会  
災害医療対策専門部会設置要綱

(目 的)

第1条 最上地域の災害医療体制について、災害時の迅速かつ有効な災害医療体制の構築、関係機関の連携を図るよう、平時から意見交換、情報共有を行うため、最上地域保健医療対策協議会（以下「協議会」という）に災害医療対策専門部会（以下「部会」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は、前条の目的を達成するために、次の事項について協議する。

- (1) 災害時における医療救護活動及び関係機関の連携に関する意見交換、情報共有に関すること。
- (2) その他部会において必要とされること。

(組 織)

第3条 部会は、協議会会長が指名した者をもって組織する。（別表参照）

(役 員)

第4条 部会に、次の役員を置く。

- (1) 部会長 1名
  - (2) 副部会長 2名
- 2 部会長及び副部会長は、部会員の中から協議会会長が指名する。
  - 3 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
  - 4 異動等により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第5条 部会長は、部会を代表し、部会務を総理する。

- 2 部会長は部会会議の議長となる。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、部会長の職務を代理する。

(会 議)

第6条 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集して開催する。

(事務局)

第7条 部会長は、部会の事務局として、協議会事務局から、次の者を任命する。

- |                               |    |
|-------------------------------|----|
| (1) 新庄市健康課                    | 1名 |
| (2) 最上広域市町村圏事務組合消防本部          | 1名 |
| (3) 最上総合支庁保健福祉環境部保健企画課（最上保健所） | 1名 |
| (4) 山形県立新庄病院総務課（災害医療担当）       | 1名 |

(経 費)

第8条 部会の経費は、協議会の予算をもって充てる。

(雑 則)

第9条 部会長は、必要あるとき、部会員以外の者に意見を求めることができる。

- 2 この要綱に定めるものの他、必要な事項は協議会会長の審査を経て部会長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年2月18日から施行する。

(別表)

災害医療対策専門部会

所 属	氏 名	摘 要
最上総合支庁医療監(兼)最上保健所長	藤 井 俊 司	地域災害医療コーディネーターリーダー
新庄市最上郡医師会会長	三 條 典 男	地域災害医療コーディネーター
新庄地区歯科医師会会長	伊 藤 好 之	
新庄市最上郡医師会副会長	土 田 秀 也	
新庄市最上郡医師会理事	荒 川 光 昭	
山形県立新庄病院長	八 戸 茂 美	
地域災害医療コーディネーター	長 瀬 輝 顕	山形県立新庄病院より1名
最上町立最上病院長	佐 藤 俊 浩	
町立真室川病院長	室 岡 久 爾 夫	
町立金山診療所長	山 科 明 夫	
医療法人徳洲会新庄徳洲会病院長	笹 壁 弘 嗣	
医療法人社団清明会新庄明和病院長	池 谷 龍 一	
新庄最上薬剤師会会長	星 利 佳	
新庄警察署長	安 孫 子 敏	
最上広域市町村圏事務組合消防本部消防長	高 橋 亮 一	
市町村幹事及び市町村災害対策担当部署		
最上総合支庁総務企画部総務課防災安全担当		